

障害福祉サービス集団指導

【居宅系サービス編】

令和4年度

熊本市障がい保健福祉課

実地指導における主な指導事項 (居宅系サービス)

実地指導における主な指導事項（居宅系サービス）

（人員に関する基準）

従業者の員数

- 従業者が、常勤換算で2.5人以上確保されていない。
- 常勤専従のサービス提供責任者が配置されていない（ただし、サービス提供責任者の管理者及びヘルパーとの兼務可）。
- サービス提供責任者の配置数が不足している。

サービス提供責任者は、以下のいずれかに該当する人数を配置してください。

1. 月間の延べサービス提供時間が概ね450時間又は端数を増すごとに1人以上
2. 訪問介護員等の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
3. 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上

実地指導における主な指導事項（居宅系サービス）

(運営に関する基準)

居宅介護計画の作成

- そもそも居宅介護計画が作成されていない。
- 利用者又はその家族に計画内容の説明が行われていないため、同意も得られていない。
- 居宅介護計画の作成をサービス提供責任者が行っていない。
- 利用者の署名がない。

居宅介護計画の作成に当たっては、アセスメント(利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき課題を見つける)を行い、これに基づき援助の方向性や目標を明確にし、担当者名、提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにする必要があります。

また、居宅介護計画を作成した際は、遅滞なく利用者に交付してください。

実地指導における主な指導事項（居宅系サービス）

（運営に関する基準）

同居家族に対するサービス提供の禁止

家族介護と公的サービスの区別が曖昧になるため、従業者（ヘルパー）に、当該従業者の同居家族に対するサービス提供をさせることは、**禁止**されています。

別居の近しい家族に対するものについては、特段の規定はありませんが、当該規定の趣旨を踏まえた事業運営を行ってください。

実地指導における主な指導事項（居宅系サービス）

（運営に関する基準）

管理者の責務

- 管理者がサービス提供等により事業所にいることが少なく、従業者の管理、指揮命令、苦情対応等の管理業務ができていない。

管理者は、事業所内の他職務等と兼務が可能ですが、あくまで事業所の管理業務に支障のない範囲内でのみ兼務が認められます。

管理者は、突発的な利用者へのヘルパー派遣等、緊急時に迅速な対応ができる状態にしておいてください。

実地指導における主な指導事項（居宅系サービス）

（運営に関する基準）

サービス提供責任者の責務

- サービス提供責任者が居宅介護業務を行うことにより、本来すべき業務の遂行に支障をきたしている。

サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成業務のほか、次の業務を行うことが必要です。

1. 居宅介護の利用申込に係る調整
2. 利用者の状態の変化や、サービスに関する意向の把握
3. 他の福祉サービス事業者等との連携
4. 従業者等に対し具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報伝達 等

実地指導における主な指導事項（居宅系サービス）

（報酬の算定に関する事項）

特定事業所加算

- 特定事業所加算の各要件が整っていないにもかかわらず、加算の届出と算定を行っている。
- 特定事業所加算の加算要件について、定期的な自己点検により当該要件を継続して満たしているかの確認を行っていない。

特定事業所加算の体制が継続して満たされていない場合は、加算の算定はできません。要件を満たしているかの確認は、必ず、毎月行ってください。

要件を満たさなくなった場合は、変更届を提出し、誤って請求した加算分は返還してください。

実地指導における主な指導事項（居宅系サービス）

（報酬の算定に関する事項）

訪問系サービスにおける令和3年度制度改正に伴う見直し（抜粋）

1. 「居宅介護職員初任者研修課程修了者で3年以上の実務経験」の要件による、サービス提供責任者が作成した「居宅介護計画」に基づきサービス提供した場合、基本報酬の100分の70で算定してください。
2. 重度訪問介護において、利用者をヘルパーの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数（240単位/日）を算定できます。（移動介護緊急時支援加算）

実地指導における主な指導事項（居宅系サービス）

（報酬の算定に関する事項）

訪問系サービスにおける令和3年度制度改正に伴う見直し（抜粋）

3. 同行援護において、同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置について、令和5年度末（令和6年3月31日）まで延長します。
4. 行動援護において、行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や実務者研修修了者等で実務経験要件を満たす者を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、新たに資格を取得する者を除き当該経過措置を令和5年度末（令和6年3月31日）まで延長します。

居宅系サービス編は以上となります。